

知多市男女共同参画行動計画（案） （知多市ウイズプランⅢ）

概要版

計画の目的

市の特性を活かし、市やわたしたち、地域、NPO、事業者が連携・協働しながら「だれもが『自分らしく』生きられる」知多市の実現をめざし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

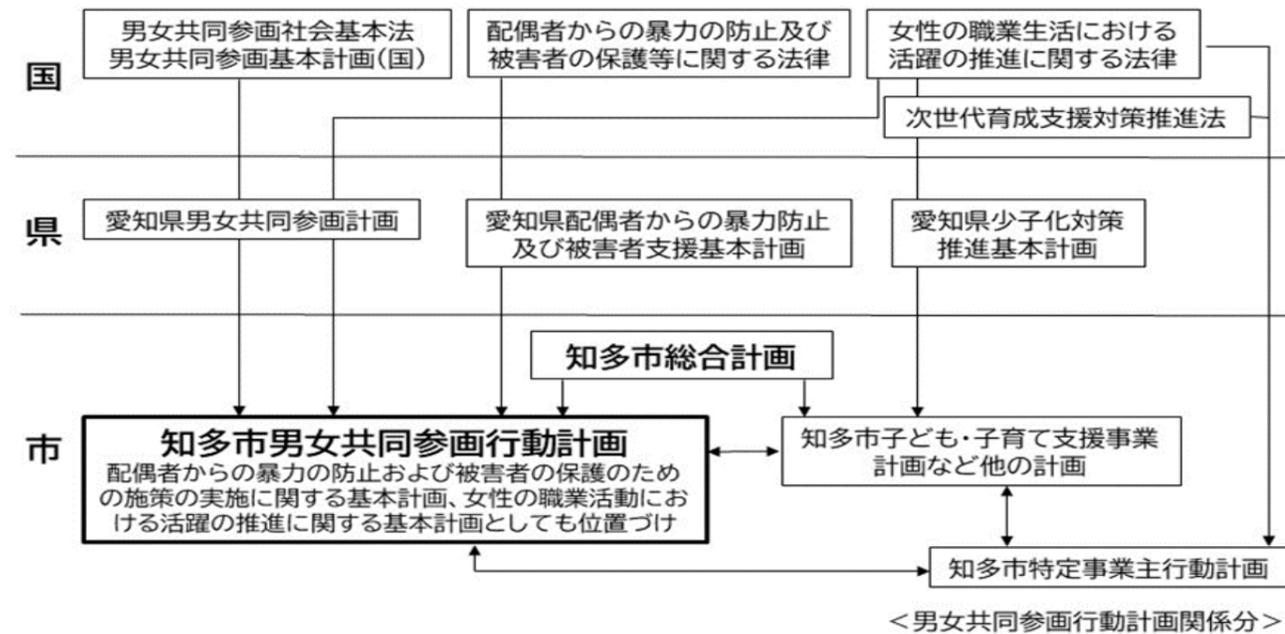
計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間。（必要に応じて見直しを行います）

計画の位置付け

ウイズプランⅢは、男女共同参画社会基本法に基づく計画です。本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく基本計画（知多市DV対策基本計画、知多市女性活躍推進基本計画）として位置付けます。

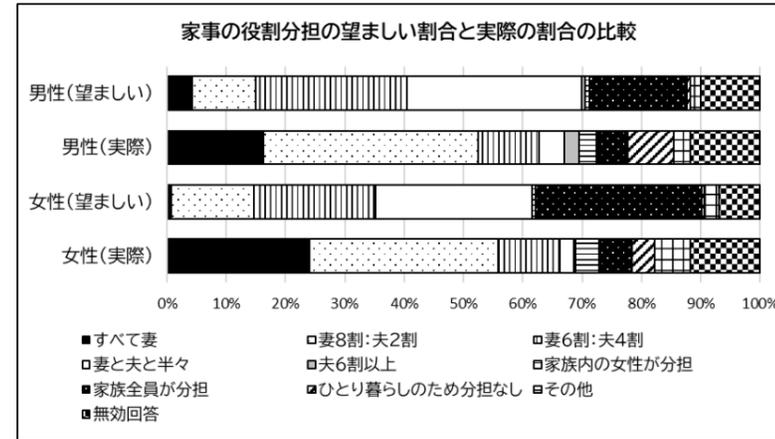
また、知多市総合計画を上位計画とし、本市各種計画との整合性を図りながら推進するほか、ウイズプランⅡを継承するものです。



計画の視点

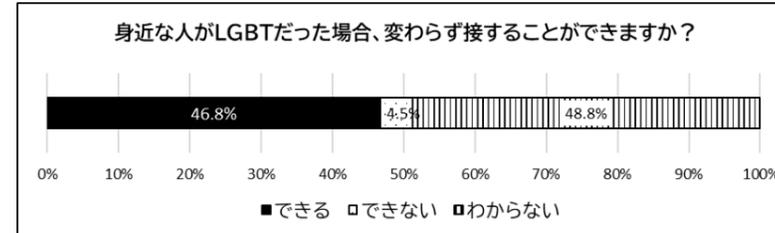
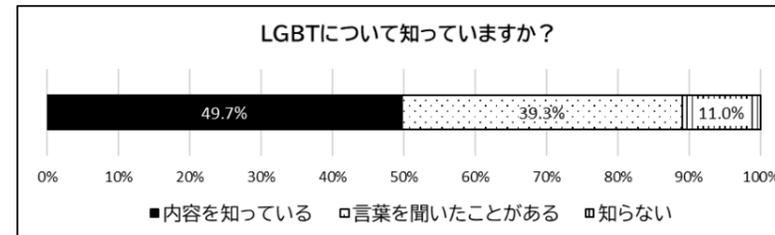
本計画の策定に当たり行った、住民意識調査の結果から見てきた3つの視点

視点① 「『自分のこと』と捉えて行動する」



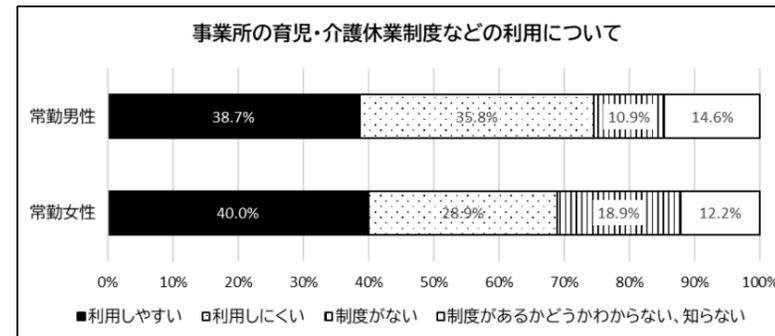
子育てや家事など、男女共同参画の意識は高いものの、実際は行動に結びつかないケースが多いことがわかりました。様々なことについて「自分のこと」と捉え、現状を理想に近づけるための行動が必要です。

視点② 「多様性を認める」



住民意識調査で、「男女」という性差ではなく、「『個人』を尊重する考え方をすべきだ」という意見や、「性的少数者の方もいるので、もう『男女』と表記するのはおかしい」という意見が多くありました。本市では、外国人も増加傾向にあり、今後は高齢者の割合も増えることが予測されています。「男女」という性差だけではなく、多様性を認め合い、活かし合うことが必要です。

視点③ 「男女共同参画について理解する」



男女共同参画に対する考え方は根付いてきているものの、依然として固定的な性別的役割分担意識から抜け出せないなど、なぜそれをした方がよいのかという本質を理解できていない現実があります。男女共同参画社会の実現がなぜ大切で、どんなメリットがあるのかをだれもが理解することが必要です。

基本理念

だれもが「自分らしく」生きられる 知多市をめざして

だれもが、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、「自分らしく」生きていけるまちをめざします。

基本目標

基本目標1 認め合う意識づくり

人々の意識の中には、長い時間をかけて形づくられてきた固定観念があります。このような固定観念から脱却し、人権尊重の意識を深く根づかせるため、啓発活動や講座などによる男女共同参画の意識づくりを進め、「だれもが、認め合える意識」の向上をめざします。

基本目標2 活かし合う環境づくり

多様な活動を実現するため、新しい視点を取り入れながら、様々な場面で個性や能力が発揮できる「だれもが、活かし合える環境」の整備をめざします。

基本目標3 描き合うまちづくり

それぞれが思う男女共同参画が実現した社会を、全員がイメージして、まちづくりを行っていくことで、「だれもが『自分らしく』生きられる」考え方が幅広い世代・分野に浸透するよう、普段の生活や市民活動などを通じて「だれもが、描き合えるまち」をめざします。

男女共同参画社会を推進する担い手・手法

男女共同参画社会を実現するためには、総合計画にもあるように、市民、コミュニティ、NPO、各種団体、事業者、行政など様々な主体で、それぞれの特性に合わせて持てる力を出し合い、共にまちを創ることが必要です。

社会環境が大きく変化していく中で、地域課題、生活課題は多様化しつつあり、市民が住み慣れた地域とともに支え合いながら安心して暮らし続けるためには、市やわたしたち、地域、NPO、事業者が担い手となり連携・協働することにより、行動計画を推進していきます。

基本理念

だれもが

「自分らしく」

生きられる 知多市をめざして

基本目標1
認め合う意識づくり

基本目標2
活かし合う環境づくり

基本目標3
描き合うまちづくり

基本施策		取組	
1	個人を尊重し合える意識づくり	(1)	多様性を認め合う意識づくりの推進 (性別などにとらわれない)
		(2)	幼少期からの男女共同参画意識の啓発
2	教育・学習による意識づくり	(3)	学校教育期における男女共同参画への意識づくり
		(4)	多様なニーズに応える教育・学習機会の提供
3	あらゆる暴力防止に関する意識づくり (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	(5)	DVや虐待などあらゆる暴力の根絶
		(6)	各種機関との連携による被害者などへの支援体制の強化

基本施策		取組	
4	だれもがチャレンジできる環境づくり	(7)	自立をめざす人への支援体制の充実 (ひとり親、自立をめざす女性など)
		(8)	高齢者、障がい者、外国人などへの支援体制の整備
		(9)	生涯を通じて心も身体も健康でいられる活動の推進
5	仕事と生活が調和する環境づくり	(10)	だれもが安全、安心して生活するためのインフラ整備 (バリアフリー、多言語標記など)
		(11)	各種休暇の積極的な取得やテレワークなど、 多様で柔軟な働き方の推進
6	新たな視点を活かす環境づくり	(12)	ワーク・ライフ・バランスを実現するための諸制度 (家事、子育て、介護)の充実
		(13)	政策・方針決定の場への女性の参画推進
		(14)	従来にない視点を取り入れた施策の推進

基本施策		取組	
7	全員参画で描くまちづくり	(15)	男女共同参画推進の機能整備・充実
		(16)	男女共同参画の情報交流の推進
8	女性の参画で描くまちづくり	(17)	雇用分野における女性活躍の推進 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
		(18)	地域防災における男女共同参画の推進
9	地域で描くまちづくり	(19)	若者の社会参画の推進
		(20)	生涯を通じた社会参画の促進

行動
プラン

市が行うこと

わたしたち・地域・NPO・事業者が行うこと

連携で行うこと